

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則の一部を改正する規則の施行について（通知）

気 水 第 4 4 号
令和 4 年 6 月 28 日

1 改正の背景及び趣旨

神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）では、水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）に定める有害物質の排水基準と同一の基準（許容限度）を設けているが、直ちに適応することが困難な一部の業種については、水濁法と同様に暫定基準を定めている。

国では、令和 4 年 6 月 30 日に適用期限を迎えるほう素及びその化合物（以下「ほう素」という。）、ふっ素及びその化合物（以下「ふっ素」という。）並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の暫定排水基準について見直しを行い、旅館業における暫定排水基準の適用期限を当分の間に延長する等の改正を行ったことから、条例の暫定排水基準についても、水濁法に合わせて改正を行うこととした。

併せて、県内の電気めっき業の排水実態を踏まえて、暫定排水基準廃止の改正も行うこととした。

2 改正の内容

電気めっき業におけるほう素及びふっ素の排水に係る暫定排水基準を廃止して、一律排水基準に移行する。

温泉を利用する事業所におけるほう素の排水に係る暫定排水基準を500mg/Lから300mg/Lに見直す（ふっ素については見直し無し）。また、暫定排水基準の適用期間について、これまで3年間としてきたが、国（水濁法）の改正と合わせて、当分の間とする。

3 施行日

令和 4 年 7 月 1 日